

発議案第3号

女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書（案）

女性デジタル人材の育成については、女性の経済的自立に向けて、また、女性人材の成長産業への円滑な移動支援を図る観点から極めて重要である。政府は本年4月26日、「女性デジタル人材育成プラン」を取りまとめ、就労に直結するデジタルスキルの習得や、テレワークなど柔軟な働き方を促す就労環境の整備の両面から支援し、女性のデジタル人材育成の加速化を目指すこととした。

我が国の国際競争力を高め、生産性を向上させる上でも、本プランの着実な遂行と実現が不可欠であり、デジタル化が進むことにより、大都市一極集中による人口の過度な偏在の緩和や、感染症等のリスクの低減も図られるとして、大きな期待が寄せられている。

よって、国におかれては、地方における女性デジタル人材育成の強力な推進を図るため、下記の事項を実施するよう、強く要望する。

記

- 1 本プランを実施・遂行する上で、自治体規模に合わせた取り組みやすい参考事例を国として積極的に発信すること。
- 2 テレワークによるデジタル分野の就労は離れた地域でも可能であることから、テレワーク可能な企業があっせん、紹介について全国規模で行えるよう、プラットフォームを形成すること。
- 3 全国どこに住んでいても、また、育児や介護など時間的な制約があっても、デジタルスキルを習得してテレワークを活用しながら就労ができ、サポートを受けながらOJT等による実践的な経験を積むことができる機会を提供すること。
- 4 テレワークの定着・促進に向けての全国的な導入支援体制をいち早く整備すること。
- 5 本プランの着実な遂行のため、十分な予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月15日

香 川 県 議 会